各位

学校法人 新島学園 理事長 湯浅康毅

ガバナンス・コンプライアンス機能の改革に向けた取り組みについて

学校法人新島学園は、2019年6月に発生した本校元教員による刑事事件に関して、直接的また間接的な要因について厳正かつ徹底した調査を行うことにより社会に対する説明責任を果たし、今後二度とこのような事件を起こさないよう再発防止と当法人全体の組織運営、法令遵守及び危機管理の改善にかかる提言を得ることを目的に第三者委員会を設置し、2月28日に正式な調査報告書を受領し、3月6日の今年度第2回臨時理事会にて報告並びに提言をいただきました。

この度の第三者委員会からの報告書/提言書を受け、新年度には新たにガバナンス・コンプライアンス機能の徹底と改革に取り組み、より一層の改善を図るため別紙の内容について今年度第6回理事会並びに第3回評議員会において方向性が了承されました。なお、同理事会/評議員会において、今回の刑事事件に対する学校法人としての責任と総括を含め、私自らが学園長に就任させていただくことになりました。新年度より新たな立場で学校法人の経営と教学の連携と一体運営の強化を実行するため先頭に立って改革に臨む所存でございます。

皆様には、今後の取り組みに対するご理解とご協力をお願い申し上げます。

*添付資料

- ① ガバナンス・コンプライアンス機能の改革に向けた取り組みについて
- ② 第三者委員会作成「今後の取り組みに関する提言」

ガバナンス・コンプライアンス機能の改革に向けた取り組みについて

<対策>

A:ガバナンス改革(内部統制の改革)

B:コンプライアンス改革(法令遵守意識の改善・強化)

C:組織運営改革(法人・中高・短大の一体運営の改善・強化)

D:その他

<具体的な取組み>

A-1:新人事

- ・理事長による学園長兼務 (経営と教学との連携強化)
- ・常勤理事の設置(本取組みの推進強化、危機管理担当も兼ねる)

A-2:改革委員会設置

- ・メンバー:理事長兼学園長、危機管理担当理事(常勤)、PTA会長、校長、 副校長、教頭、中高事務長、中高教職員、法人本部事務局長、 監事、外部委員、他
- ・テーマ :二度と刑事事件が起きない学校づくりに向けて
- ・活 動 : 改革・改善施策のPDCAサイクルのチェック

A-3:監査機能強化

- ・内部監査: 監事(強化の検討)
- ・外部監査: 第三者による改革委員会の監査(第三者数名の選抜が必要)
- B-1:コンプライアンス推進の強化
 - ・ハラスメントに対する研修実施/ハラスメントホットラインの設置
 - ・個人情報管理/SNSなどの運用ルール制定
- B-2: 危機管理推進の強化
 - ・危機管理マニュアルの再整備及びその共有
 - ・研修/訓練の実施
- B-3:メンタルヘルス対策強化
- B-4:各種規程類の再整備
- C-1:一体運営体制強化
 - ・情報収集体制の整備とその共有
 - ・会議体の効果的な運用
 - ・同窓会・PTA・キリスト教関係者などとの連携強化
 - ・採用プロセスの改善/研修制度の体系化/キャリアプラン策定

D:その他

今後の取組みに関する提言

令和2年3月17日

学校法人新島学園 理事長 湯 浅 康 毅 殿

> 第三者委員会 委員長 弁護士 湊 信 明



本書は、当委員会が貴法人に対して令和2年2月18日付で提出した 調査報告書(以下「調査報告書」という。)の調査結果を踏まえ、今後の 取組みについて提言を行うものである。

第1 提言に至る経緯

当委員会は、貴法人より、内田慎也氏(以下「内田氏」という。)が 起こした刑事事件(以下「本事件」という。)の発生の要因ないし背景 事情を、主として本学園及び本学校の管理運営体制の観点から調査 し、また再発防止のための提言を行うよう依頼を受け、これに基づき 調査検討をした。その調査結果の詳細は調査報告書に記載のとおりで あるが、そのアウトラインは以下のとおりである。すなわち、教員の 採用手続や教員の教育・育成制度が不十分であったこと、本事件の予 兆の共有及び対応体制に不備があったこと、教員のメンタルヘルス対 策が不十分であったこと、公益通報等に関する規程、コンプライアン ス規程等が形骸化していたこと、本事件後の対応において危機管理マニュアルが機能していなかったこと、個人情報の管理体制が不十分で あったこと、法人経営陣と学校との情報共有等に不十分な点があった こと等である。これらの調査結果を踏まえ、当委員会は今後の取組み について、以下のとおり提言を行う。

今後の取組みに関する提言

第1 総論

当委員会は、本学園が本事件に関する自己の要因や責任を認識、反省 し、今後どのような姿勢で学校運営を行っていくかを学園全体で真摯に 協議し、決定・実行することが重要であると考える。

本事件を、あくまで内田氏個人が引き起こした事件、到底普通では考えられない特異な事件としてのみ捉え、学園の責任についての真摯な検証を怠るならば、将来再び本事件のような不祥事が発生したとしても不思議ではない。

当委員会としては、本事件を発生させた要因ないし環境を取り除き、 抜本的な改善を図るためには、以下で述べるような、いわゆるPlan (計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)のサイクル(PDCAサイクル)を継続的に繰り返していくことが必要であると考える。

① Plan (計画)

まず、当委員会が調査報告書で指摘した本学園の問題点ないし課題をどう捉えるのか、またそれ以外の問題点等がないかどうかを本学園が十分検証検討することが必要である。そして、そこで認識された問題点等を解決改善するための方法、施策、体制、スケジュールを、学園全体で真摯に議論し決定することが求められる。

- ② Do(実行) 上記①で決定した計画を確実に実行することが求められる。
- ③ Check (評価) 上記①で決定した事項が、計画どおりに実行されているかをチェック、評価することが求められる。
- ④ Action (改善)

上記③の評価において、新たな課題や修正が必要な事項があるときは、これらへの解決改善の計画を決定することが求められる。

第2 改革委員会の組成

当委員会は上記第1のPDCAサイクルを遂行するための体制として、以下のとおり「改革委員会」を立ち上げ、運用することを提案する。

(1) 委員会の構成員

- ① 理事長兼学園長 教育の統括者としての学園長の役職を臨時に設け、現理事長が兼 務する。
- ② PTA会長
- ③ 本学校の校長
- ④ 本学校の副校長
- ⑤ 本学校の教頭
- ⑥ 法人事務局長

(2) 活動内容

上記(1)の委員間で月2回程度の定例会を開催する。校長、副校長及び教頭の三役は、NGGD2027中高検討委員会をはじめとするそれぞれの部署に学園改革の具体的提言を求め、提案された具体案をまとめて委員会に提出する。委員会はさらに検討を重ねて「新島学園改革3か年計画」とし発表をする。その後、委員会の強いイニシアチブのもと、学園が一つとなって、当該計画の実行、評価、改善を推し進める。

第3 外部機関によるチェック体制の導入

当委員会は、調査報告書における報告や提言はあくまでスタート地点であり、調査報告書を受領した本学園が、上記第1に記載したPDCAサイクルをいかに継続して実行できるかということが最も重要であると考えている。この点、PTA会長もヒアリング手続において、今後、1年とか3年などの一定の期間、定期的に、第三者委員会に代わるような外部機関が、学園がどう変化したかをチェックし、改善点等をアドバイスするなどそうした継続的なテコ入れをした方がよいという趣旨の意見を述べているところである。当委員会としても、本学園による今後のPDCAサイクルの確実な実行を担保するために、第1のPDCAサ

イクルが機能しているかどうかを、少なくとも向こう3年間、1年に1 回など第三者委員会に代わる第三者機関による定期的なチェックを受 けることを提案する。

以上